

令和6年度石狩市プレミアム付商品券発行事業
「いしかり地域応援商品券（電子商品券）」取扱店規約

(総則)

第1条 本規約は、いしかし地域応援商品券取扱店（以下「取扱店」という）が、その店舗、施設等において第2条に定めるいしかし地域応援商品券による商品又はサービスの提供等（以下「商品提供等」という）を行う場合の、石狩市（以下「当市」という）と取扱店との間の契約関係（以下「本契約」という）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本規約において使用する用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「取扱店」とは、本規約を承諾のうえ所定の申込書にて当市に申し込み、当市が承認した個人、法人及び団体をいう。
- (2) 「電子券」とは、当市が発行する、市内取扱店にて、所定の有効期限内に限り利用可能な電子商品券をいう。また、電子券は、大規模小売店舗立地法に規定される大規模小売店舗（店舗面積が1,000平方メートル未満の大規模小売店舗内小売商店を除く。）及び店舗面積が600平方メートル以上の大型ドラッグストア（以下「大型店」という）を含めた全取扱店で利用可能な「共通券」と大型店を除く取扱店で利用可能な「中小規模店舗等専用券」を組み合わせて発行する。
- (3) 「利用者」とは、当市が規定した利用規約を承諾のうえ、電子券を取扱店で利用する者をいう。
- (4) 「電子券取引」とは、利用者が取扱店より商品又はサービス等の提供を受けた場合に、その売上相当額を電子券で取引することをいう。
- (5) 「電子券取引精算」とは、取扱店と当市が本契約に基づき、電子券取引に対する精算をいう。
- (6) 「消し込み」とは、利用者が電子券を取扱店で利用した際に、バーコードを読み取ること等により、電子券を利用済み登録又は金額減算することをいう。
- (7) 「バーコード」とは、電子券取引に関し、当市が発行するバーコード、2次元コード等の番号、記号その他の符号であって、本規約に従って当市が取扱店に発行し、取扱店における掲示その他当市が指定する方法により取扱店が利用者に提示するもので、取扱店を特定するための情報その他取扱店又は当市が承諾した場所（当該承諾の対象となる場合に限る）における電子券取引に必要となる情報を記録したものをいう。

(取扱店)

第3条 取扱店は、電子券が使用できる店舗、施設（以下「電子券取扱店舗」という）をあらかじめ当市に所定の書面をもって申請し、当市の承認を得るものとする。当市は申請を承認した場合、取扱店証を申請者に交付するものとし、その時点で、当市及び申請者の間に本規約に基づく契約が成立したものとする。

- 2 取扱店は、取扱店証を店内の消費者が良く見える場所に掲示し、取扱店ポスター等掲示物は消費者が良く見える場所に掲示するものとする。
- 3 取扱店は、当市から電子券の取扱に関する調査協力依頼があった場合、速やかに協力するものとする。
- 4 取扱店は、当市が電子券の利用促進のために、取扱店の個別の了承なしに印刷物、電子媒体等に取扱店の名称及び所在地等を掲載することを、あらかじめ異議なく認めるものとする。
- 5 取扱店は、バーコード、取扱店証、ポスター等を本規約に定める目的以外の用途に使用してはならないものとし、これを第三者に使用させてはならないものとする。
- 6 取扱店は、本契約が終了した場合、直ちに取扱店の負担において、取扱店証をとりはずし、当市が支給した備品を速やかに返却するものとする。

(届出事項の変更)

第4条 取扱店は、当市に届け出ている店舗名、代表者、電話番号、メールアドレス、振込指定金融機関口座等、その当市店申込書に記載した事項に変更が生じた場合は、直ちに所定の方法により当市へ届出、承認を得るものとする。

- 2 前項の届出がないために、当市からの通知又は送付書類、換金精算代金が延着し、又は到着しなかった場合は、通常到達すべきときに取扱店に到着したものとみなすものとする。

(地位の譲渡等)

第5条 取扱店は、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとする。

- 2 取扱店は、取扱店の当市に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等できないものとする。

(業務の委託)

第6条 当市は本事業に係る業務を第三者に委託できるものとする。その場合第三者が当市と協議した方法で取扱店との対応を執り行うものとする。

- 2 取扱店は、本契約に基づいて行う業務の全部又は一部を第三者に委託できないものとする。
- 3 前項にかかわらず、当市が事前に承諾した場合は、取扱店は第三者に業務委託を行うことができるものとする。
- 4 前項により当市が業務委託を承諾した場合においても、取扱店は本規約に定めるすべての義務及び責任について免れないものとする。また、業務委託した第三者（以下「業務代行者」という）が委託業務に関連して当市に損害を与えた場合、取扱店は業務代行者と連帯して当市の損害を賠償するものとする。
- 5 取扱店は、業務代行者を変更する場合は、事前に当市の承諾を得るものとする。

(取扱店の義務、差別的取扱いの禁止等)

第7条 取扱店は、本規約及び当市が別途提供する電子券取扱マニュアルに基づき商品提供等を行うものとする。

- 2 取扱店は、有効な電子券を提示した利用者に対し、電子券取扱いの拒絶、現金客と異なる代金の請求、電子券の取扱いの金額に本規約に定める以外の制限を設ける等、電子券の利用者に不利となる差別的取扱いを行わないものとする。
- 3 取扱店は、有効な電子券の利用者から電子券の取扱い又は商品等に関し、苦情、相談を受けた場合、取扱店と電子券の利用者との間において紛議が生じた場合ならびに法令に違反する取引の指摘又は指導を受けた場合は、取扱店の費用と責任をもって対処し、解決にあたるものとする。
- 4 取扱店は、電子券取引を行う場合は、以下に定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認するものとする。
 - (1) 「共通券」又は「中小規模店舗等専用券」の電子券利用画面
 - (2) 「共通券」又は「中小規模店舗等専用券」の電子券利用金額
 - (3) バーコードの読み取り時又は利用者が決済ボタンを押した後の利用完了画面の取扱店名、決済金額及び決済日時
- 5 取扱店は、システムの障害時、通信障害時、又はシステムの保守管理に必要な時間及びその他やむを得ない場合は、電子券取引を行うことができないことをあらかじめ承諾するものとする。その場合の逸失利益、機会損失等についてはいかなる場合にも当市は責任を負わないものとする。
- 6 当市は、バーコードによる消し込みがあった場合、当市が定める日にデータを更新する。なお、取扱店は、売上額日計及び振込金額を必ず確認するものとする。
- 7 取扱店は、当市の指示を遵守するものとする。
(バーコードの提示等)

- 第8条 電子券の利用開始日より、取扱店は、電子券が利用可能であることを示すため、次の各号に定める措置を電子券取扱マニュアル及び当市が指定する方法に従って講じるものとする。第2号に定める措置の不備によりバーコードの読み取りに不具合が生じ、これにより取扱店に損害が生じた場合、当市はその責任を負わないものとする。
- (1) 第3条第2項に規定する措置を講じること
 - (2) バーコードを電子券の利用者に提示すること
 - (3) 前2号の他当市が別途通知した措置
- 2 取扱店は、前項に定める措置を実施するにあたり、当市の事前の承諾のない限り、次の各号に定める行為を行ってはならない。
 - (1) 取扱店以外の場所でバーコードを提示するなど、取扱店以外の場所において電子券の利用ができるることを示すこと
 - (2) 前項に定める措置を当市が不適切と判断する態様で行うこと
 - (3) 前2号のほか、電子券取扱マニュアルで禁止されている態様で前項に定める措置を行うこと
 - 3 取扱店は、当市から第1項に定める措置の方法が不適切であると通知を受けた場合は、速やかに是正し、当市から当該措置を禁止する通知を受けた場合は、速やかにこれを中止しなければならない。

(取引の取り消し及び返金の禁止)

第9条 取扱店は、電子券取引の取り消しを申し出た利用者に対し、取り消し及び返金対応することはできないこととする。

(対象商品等)

第10条 電子券は、取扱店が取扱う商品提供等について使用できるものとする。ただし、別表第1に該当するものは対象外とする。

(釣り銭)

第11条 取扱店は電子券取引において、いかなる場合であっても、釣り銭は支払われないものとする。

(商品等の引き渡し)

第12条 取扱店は、商品提供等行う場合、電子券の利用者に対し、原則として直ちに商品等を引き渡し、又は提供するものとする。取扱店は、商品提供等行う当日に商品等を引き渡し又は提供することができない場合、電子券の利用者に書面をもって引き渡し時期等を通知するものとする。

(電子券の不正使用等)

第13条 取扱店は、提示された電子券の真偽に疑義があった場合、電子券提示者又は利用者に対し商品提供等を行わないものとし、その事実を直ちに当市に連絡するものとする。

2 取扱店は、利用者が決済ボタンを押した後の支払完了画面の取扱店名、決済金額又は決済日時が表示されない場合は、利用者に対して電子券の取引を行ってはならないものとする。

3 万が一、取扱店が前項に違反して商品提供等を行った場合、取扱店は当該代金全額について一切の責任を負うものとする。

4 偽造、変造、模造された電子券に起因する売上等が発生し、当市が電子券の使用状況等の調査の協力を求めた場合、取扱店はこれに協力するものとする。また、取扱店は、当市から指示があった場合若しくは取扱店が必要と判断した場合は、取扱店が所在する所轄警察署等へ当該売上に対する被害届を提出するものとする。

(売上債権の譲渡)

第14条 本契約に基づき取扱店が当市に対して有する債権について、第三者からの差押、仮差押、滞納処分等があった場合、当市は当該債権を当市所定の手続きに従って処理するものとし、当市は当該手続きによる限り遅延損害金を支払う義務を負わないものとする。

(精算)

第15条 当市が取扱店に対し支払う電子券取引精算代金は、当市が別途定める締切日ごとに、当該締切日までの間に当市に到着した取引データに係る売上金額の総額を取扱店からの請求とみなし、換金手数料を差し引いた金額を、取扱店指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとする。

(取扱店の取消し)

第 16 条 取扱店が以下の事項に該当する場合、当市は取扱店に対し催告することなく直ちに本契約の全部又は一部を解除できるものとし、かつ、その場合当市に生じた損害を取扱店が賠償するものとする。

- (1) 取扱店又は取扱店の従業員及び取扱店の業務を行う者が本規約に違反したとき
- (2) 取扱店申込書等登録の際に当市に提出した書面に虚偽の申請があったとき
- (3) 差押、仮差押、仮処分の申し立て又は滞納処分を受けたとき、破産、会社更生、民事再生、特別清算の申し立てを受けたとき、又はこれらの申し立てを自らしたとき、合併によらず解散したとき
- (4) 取扱店の営業又は業態が公序良俗に違反すると当市が判断したとき
- (5) 取扱店が当市の信用を失墜させる行為を行ったと当市が判断したとき
- (6) 取扱店として不適当と当市が判断したとき

2 取扱店は、前項の規定により取扱店登録の取消しを受けた場合、直ちに取扱店の負担において、取扱店証をとりはずし、当市が支給した備品を速やかに返却するものとする。

(買戻特約等)

第 17 条 取扱店が本契約に違反して電子券取引を行った疑いがあると認めた場合、当市は調査が完了するまで電子券取引精算代金の支払いを保留することができるものとし、調査開始より 30 日を経過してもその疑いが解消しない場合は、電子券取引精算を取消し又は解除することができるものとする。なお、取扱店は当市の調査に協力するものとする。調査が完了し、当市が当該代金の支払いを相当と認めた場合、当市は取扱店に当該代金を支払うものとする。なお、この場合は、当市は遅延損害金を支払う義務を負わないものとする。

(電子券の使用停止)

第 18 条 取扱店が本規約に違反した場合、又はその疑いがあると当市が認めた場合、当市は契約を解除するか否かにかかわらず、電子券取引精算金の全部又は一部の支払いを保留することができるものとする。なお、この場合、当市は遅延損害金を支払う義務を負わないものとする。

(反社会勢力との取引拒絶)

第 19 条 取扱店は、自己又はそのその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員、代理人又は媒介者（以下「関係者」という。）が、次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）
- (2) 暴力団員（暴力団の構成員）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者）

- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を使用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業）
 - (5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、生活の安全に脅威を与える者）
 - (6) 社会運動等標榜ゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、社会の安全に脅威を与える者）
 - (7) 特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人）
- 2 取扱店が前項の規定に違反していることが判明した場合、又は違反している疑いがあると当市が認めた場合、当市は、直ちに本契約を解除できるものとし、かつ、その場合当市に生じた損害を加盟店が賠償する。また、この場合、当市は、遅延損害金を支払う義務を負うことなく、電子券取引精算金の全部又は一部の支払いを保留することができる。
- 3 取扱店が第1項の規定に違反していることが判明した場合、又はその疑いがあると当市が認めた場合、当市は前項に基づき契約を解除するか否かにかかわらず、電子券取引精算金の全部又は一部の支払いを保留することができる。なお、この場合、当市は遅延損害金を支払う義務を負わない。
- 4 当市は取扱店が本条第1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合、本契約に基づく電子券取引を一時的に停止することを請求することができ、この請求があった場合、取扱店は、電子券取引を行うことができない。
- （有効期間）
- 第20条 取扱店契約の有効期間は、契約が成立した日から精算が完了する日までとする。
- 2 取扱店は契約の有効期間中であっても、当市に対し申し出をすることで、契約を解約することができる。
- （規約の変更）
- 第21条 当市は取扱店の了解を得ることなく、本規約を変更することがあるものとする。この場合に本サービスの利用条件は変更後の規約によるものとする。
- （合意管轄裁判所）
- 第22条 取扱店は、電子券に関して当市との間に紛争が生じた場合、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとする。
- （準拠法）
- 第23条 本規約は、日本国法に従って解釈され、又は適用されるものとする。

附則

本規約は、令和7年〇月〇日から適用する。

別表第1

対象外商品等
(1) 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金、市の指定ゴミ袋等） (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入 (3) たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入 (4) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入 (5) 土地購入、家賃・地代・月極駐車料等の不動産に関わる支払い (6) 現金との換金、金融機関への預け入れ、電子マネー等への変換（チャージ等） (7) 公的医療保険、公的介護保険の自己負担の支払い (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い (9) 特定の宗教団体、政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの (10) 商品券の交換又は売買